

## 幸田町町村合併70周年記念冠称事業募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、冠称事業の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「冠称」とは、次に掲げる名称をいう。

- (1) 幸田町町村合併70周年記念事業
- (2) 幸田町町村合併70周年記念

2 この要領において「冠称事業」とは、冠称を使用して実施する事業をいう。ただし、町が実施する事業を除く。

(冠称の使用)

第2条 町以外の者による冠称の使用は、冠称事業の承認（以下「承認」という。）を受けた場合に限り、これを行うことができる。

(募集対象事業)

第3条 募集の対象となる冠称事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 法人又は町民団体（複数の団体で構成されるものを含む。）が実施する事業で次のいずれかに該当するもの
  - ア 歴史や文化、スポーツなど幸田町の魅力を発見・発信できること。
  - イ 多様性に富んだ発想を盛り込み、誰もが楽しめること。
  - ウ サステイナブルな視点を持った、新しい挑戦につながること
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に実施する事業
- (3) 町内で実施する事業。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(冠称事業の募集)

第4条 承認を受けて冠称事業を実施しようとする者は、冠称の使用を始める日の30日前までに、幸田町町村合併70周年記念冠称事業申込書（様式第1号）に必要な書類を添え、町長に申し込まなければならない。

(冠称事業の承認)

第5条 町長は、承認の申込みがあったときは、その内容を審査し、その可否を決定するものとする。この場合において、当該申込みに係る事業の内容が次に掲げるものであるときは、承認をすることができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業
- (2) 特定の個人、政治、思想又は宗教の活動に利用し、若しくはそのおそれがある事業
- (3) その他町長が不適當であると認める事業

2 町長は、必要があると認めるときは、承認に条件を付することができる。

(承認等の通知)

第6条 町長は、承認の可否を決定したときは、幸田町町村合併70周年記念冠称事業承認決定書（様式第2号）又は幸田町町村合併70周年記念冠称事業不承認決定書（様式第3号）により、当該承認の申込みをした者に通知しなければならない。

(ロゴマーク等の使用)

第7条 承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）は、冠称のほか、次の表のロゴマーク及びキャッチフレーズを使用することができる。

ロゴマーク	キャッチフレーズ
	もっと輝く幸田を、 みんなで♪

2 承認事業者は、ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 形状又は縦横の比率の変更、図形の追加等をしないこと。
- (2) 商標登録出願を行わないこと。

（事業の内容の変更）

第8条 承認事業者は、承認を受けた冠称事業の内容を変更しようとするときは、幸田町町村合併70周年記念冠称事業変更届出書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業の中止）

第9条 承認事業者は、承認を受けた冠称事業を中止しようとするときは、幸田町町村合併70周年記念冠称事業中止届出書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（承認の取消し）

第10条 町長は、承認事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱若しくはこの要綱の規定により付した条件に違反したとき又は違反するおそれがあるとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき

（終了の報告）

第11条 承認事業者は、冠称事業の終了後30日以内に、幸田町町村合併70周年記念冠称事業報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

（争論等の解決）

第12条 冠称、ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関し、争論又は訴訟が生じたときは、承認事業者の責務において解決しなければならない。また、町は、これらの使用による損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承認された承認事業については、同日後も、なおその効力を有する。